

災害時における応急対策に関する協定書

外ヶ浜町（以下「甲」という。）と株式会社エム電業（以下「乙」という。）は、災害時における各種協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、外ヶ浜町内における地震、風水雪害、火災等の様々な災害（以下「災害」という。）への備えや、災害発生時における町民の生命・財産の確保及び応急対策の協力に関して、甲の要請に対する協力、その他必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時における応急対策のため、必要があると認めるときは、乙に対して、次の事項について協力を要請できるものとする。

- （1）避難所設営のための事前助言及び災害時の照明器等の機器の手配
- （2）高所作業が必要な際の車両及び器具、作業員の手配
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲が本協定による支援協力として行うことが適当と認めたもの。

（協力の範囲）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能と認める範囲内で協力するよう務めるものとする。

（要請の方法）

第4条 甲が、第2条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行い、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を文書にて甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙の第2条の掲げる支援協力の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときには、乙に対して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、支払期日までに支払いが困難な場合は、甲乙協議のうえで定めるものとする。

（価格の決定）

第7条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

（傷害死亡等補償）

第8条 この協定に基づく乙の業務従事者が、負傷、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

（損害負担）

第9条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（情報の交換及び提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じて相互に情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

（有効期間）

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

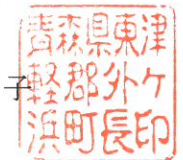
第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年7月9日

（甲）青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2

外ヶ浜町長 山 崎 結 子



（乙）青森県青森市大字羽白字池上203-11

株式会社 エム電業
代表取締役 三 浦 一 正

